

都計都計第5064号  
令和4年3月18日

公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部  
埼玉県本部長 長島 友伸 様

さいたま市長 清水 勇人  
(公印省略)

さいたま市屋外広告物条例施行規則の改正について (通知)

日ごろより、本市の屋外広告物行政に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本市では、さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部改正を行い、令和4年4月1日より施行いたします。

改正の概要としては、屋外広告物の点検を実施する者の対象者の拡大、許可を受けて掲出する突出し広告及び建造物から独立して出す広告物の歩車道への突出し幅の設定及び歩道上の下端の高さ制限の変更、様式内の個人情報欄の削除等となっております。

今後とも屋外広告物条例等について御理解いただくとともに、適正な屋外広告物の掲出に御協力くださいますようお願いいたします。

御不明な点等につきましては、以下のお問合せ先まで御連絡ください。

お問合せ先

(1) 規則改正について

都市計画課 まちなみ・景観係 TEL 048-829-1409、FAX 048-829-1979

(2) 屋外広告物の許可について

設置場所が、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の場合

※北部都市・公園管理事務所 管理課 TEL 048-646-3178、FAX 048-646-3189

設置場所が、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合

※南部都市・公園管理事務所 管理課 TEL 048-840-6178、FAX 048-840-6189

※組織改正により、令和4年4月1日から部署名が変更になります。

住所、電話番号及びFAX番号の変更はございません。

(改正前) 北部都市・公園管理事務所 管理課／南部都市・公園管理事務所 管理課

⇒ (改正後) 北部都市計画事務所 都市計画指導課／南部都市計画事務所 都市計画指導課

【担当】

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

まちなみ・景観係 桑原、岡本

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL : 048-829-1409

FAX : 048-829-1979

E-mail : toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp